

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県木炭検査施行手続の一部改正
- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
解除予定保安林
自給飼料増産計画
医療機関の指定
- ◇教委告示 昭和三十四年度県立高等学校入学者の第
二次募集
- ◇公告 昭和三十四年度県立保育専門学院入学試験
合格者

訓令

鳥取県訓令第4号

山林事務所長

鳥取県木炭検査施行手続（昭和三十一年十月鳥取県訓令

第二十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十三条の附表中木炭検査簿の様式を次のように改める。

提出	年	月	日から
提出	年	月	日まで
木炭	生産	検査	簿
山林事務所、 木炭検査員名 駐在所			

昭和三十四年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所 在 場 所	地 番	全 面 積	解除予定面積	指定の目的	申請者	所有者
---------	-----	-------	--------	-------	-----	-----

岩美 岩美 田後岡山 (東側)	四六	町 〇〇三三	町 〇〇五〇	町 〇〇五〇	土砂流出防備 指定理由の消滅	岩美郡岩美町 惠美須 関夫	惠美須 関夫
-----------------	----	--------	--------	--------	-------------------	---------------	--------

気高 青谷 澄水	村内	五二七	一三三四	一三〇〇	一三〇〇	土砂崩壊防備 道路敷地の消滅	同町桑原 長谷川 類吉	尾崎 岩吉
----------	----	-----	------	------	------	-------------------	-------------	-------

〃 〃 桑原	万場	八九〇	〇〇五〇	〇〇五〇	〇〇五〇	土砂崩壊防備 道路敷地の消滅	同町桑原 長谷川 類吉	尾崎 岩吉
--------	----	-----	------	------	------	-------------------	-------------	-------

指定の目的
解除の理由
申請者
所有者

鳥取県告示第四百十号

大山山麓集約酪農地域の昭和三十四年度自給飼料増産計画を酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第九条の規定により次のとおり定める。

昭和三十四年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年度大山山麓集約酪農地域自給飼料増産計画

(1) 飼料作物、種類別、地目別作付予定面積

水 田	裏 作		普 通	畑 (輪 作)		飼料専用畑		樹 園 地		合 計			
	蕎麦 小麦 大麦 雑穀	イ タ リ イ ン グ ラ ス		青 刈 大 豆	根 菜 類	ク ロ マ ー 類	計	レ ー フ	根 菜 類		青 刈 麦 類		
倉吉市	22.0	44.0	11.0	11.0	88.0	22.0	7.5	22.0	22.0	44.0	22.0	237.4	
三朝町	7.5	13.0	3.8	3.8	28.1	7.5	3.7	7.4	13.0	7.5	7.5	73.0	
北条町	3.7	7.4	1.8	1.8	14.7	3.7	7.4	3.7	3.3	3.3	3.3	38.4	
大栄町	10.0	20.0	5.0	5.0	40.0	10.0	19.5	7.7	7.7	2.0	2.0	107.2	
由良町	7.5	15.0	3.5	3.5	29.5	7.0	14.5	5.9	5.9	1.5	1.5	78.4	
東伯町	33.0	66.0	12.0	12.0	123.0	35.0	70.0	18.7	18.7	6.6	6.6	349.7	
赤碓町	13.0	26.0	6.5	6.5	52.0	13.0	26.0	11.6	11.6	2.6	2.6	141.6	
米子市	20.0	40.0	10.0	10.0	80.0	18.0	36.0	10.9	10.9	3.5	3.5	168.4	
中山町	19.0	38.0	9.5	9.5	76.0	19.0	38.0	16.3	16.3	3.8	3.8	206.3	
名和町	16.0	32.0	8.0	8.0	64.0	16.0	32.0	13.1	13.1	3.2	3.2	173.1	
大山町	20.0	60.0	15.0	15.0	120.0	30.0	60.0	1.2	1.2	4.7	4.7	294.7	
大漕江町	12.0	23.0	6.0	6.0	47.0	12.0	23.0	0.5	0.5	1.8	1.8	113.3	
伯耆町	13.0	25.0	6.5	6.5	51.0	13.0	25.0	0.5	0.5	1.5	1.5	113.3	
日吉津村	5.0	10.0	2.5	2.5	20.0	5.0	10.0	0.2	0.2	0.6	0.6	48.2	
岸本町	24.0	30.0	12.0	12.0	78.0	6.0	12.0	0.5	0.5	1.8	1.8	117.5	
西伯町	7.0	14.0	3.5	3.5	28.0	7.0	14.0	0.1	0.1	0.1	0.1	63.1	
西見町	7.0	14.0	3.5	3.5	28.0	7.0	14.0	0.1	0.1	0.1	0.1	63.1	
瀬戸町	10.0	20.0	5.0	5.0	40.0	10.0	20.0	0.1	0.1	0.1	0.1	90.1	
江府町	10.0	20.0	5.0	5.0	40.0	10.0	20.0	0.1	0.1	0.1	0.1	90.1	
計	269.7	517.4	130.1	130.1	1,047.3	251.2	251.2	498.4	251.2	251.2	111.1	111.1	2,608.8

(備考) (1) 単位はヘクタールで延面積とする
(2) 必要成分量の75%自給を目標とする

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

昭和三十四年度県立高等学校入学者第二次募集要項
昭和三十四年度県立高等学校入学者第二次募集要項を次のとおり定める。

- 一 第二次募集を行う高等学校および募集生徒数
第二次募集を行う高等学校および募集生徒数は別表のとおりである。
- 二 入学出願資格
 - 1 中学校を卒業した者
 - 2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者
- 三 出願手続
 - 1 志願者は入学志願書に所定の事項を記入の上、入学選抜手数料三百円に相当する鳥取県収入証紙をはり（消印してはいけない。）出身学校長を経由して、出願期間内に志望校の校長あて提出する。
 - 2 入学志願書を受理した高等学校長は受検票を志願者に交付する。
- 3 志願者の出身学校長は出願期間内に志望校の校長あて報告書を提出する。
- 四 出願期間および受付場所
 - 1 出願期間 昭和三十四年三月二十三日（月）から二十六日（木）まで（午前九時から午後五時まで）
 - 2 受付場所 各志望校
- 五 入学者選抜学力検査
 - 1 検査日時 昭和三十四年三月二十七日（金）午前九時三十分から募集校ごとに実施する。
 - 2 検査科目 中学校の履修科目について行う。
- 六 入学者の選抜
 - 1 出身学校長から提出された報告書と学力検査成績とを資料として選抜を行う。
 - 2 入学者選抜のための身体検査および面接は実施しない。
- 七 入学許可者発表
 - 1 期日 昭和三十四年三月二十八日（土）
 - 2 場所 各志望校

八 注意事項

1 入学志願書用紙および報告書用紙は、各募集校から受け取ること。

2 本要項に関する質疑は志願先高等学校においてたすこと。

別表

学 校 名	全、定区分	科 名	課 程 名	所 在 地	募集生徒数
鳥取農業高等学校	定時制	農業科	農業課程 農村家庭課程	気高郡鹿野町寄田三三一番地	約二五名
八頭高等学校	定時制	普通科	普通課程	八頭郡若桜町若桜五〇一番地	約一〇名
米子東高等学校	定時制 (夜間)	普通科 商業科	普通課程 商業課程	米子市勝田町三〇七番地	約一〇名
境高等学校	定時制 (夜間)	普通科	普通課程	境港市東木町二番地	約一五名

公 告

昭和三十四年度鳥取県立保育専門学院入学試験合格者は次のとおりである。

昭和三十四年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 名越 悦子 | 中村紀美恵 | 山崎 康子 |
| 細川 洋子 | 中 庸子 | 広沢 一子 |
| 明里 富子 | 谷本 晶子 | 小谷 民恵 |
| 中原 郁子 | 中谷 洋子 | 三島 史子 |

福田紀美枝	木下多鶴子	正木美代子
山下 黎子	太田紀美代	村尾さか枝
高木 初恵	松本奈美子	橋本 弘子
松田 親枝	中嶋 史子	奏野 孝子
政田 紀子	吉村喜代美	山岡 楓子
高力美代子	山本 寿子	川西 典子
永田 順子	松本 宜子	上原 広子
山本 文枝	絹見 洋子	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所